

土地及び建物売却公告

島根県では、松江市北堀町地内にある島根県所有の土地及び建物を、条件付き一般競争入札により売却することとしました。購入を希望される方は、下記事項を確認の上ご参加ください。

なお、入札に参加される方は、この公告及びこの公告に記載し、所定の場所に備え付ける「物件概要及び物件状況確認書（告知書）」、「入札参加案内」及び「県有財産売買仮契約書（案）」に記載する事項を確認及び承諾のうえ、参加するものと見なしますので、ご留意ください。

また、本入札による売却契約の締結は、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第40号）」に基づき、島根県議会の議決を得たときに本契約として効力を生じる旨の条件（議会否決時は契約不成立となる条件）を付した「仮契約」として締結します。

令和 8 年 9 月 30 日

島根県知事 丸山 達也

記

1 本入札の趣旨

本物件は、観光施設の通りに面しつつも閑静な住宅街で、かつ、近隣に高校がある文教地区に位置し、多面的な特性を有する物件です。

そのため、本入札は周辺の良い住環境及び静穏な文教環境の維持に資する物件利用が図られることを目的に売却するものです。

県は、本物件の売却を通じて、地域の静かで良い環境を次世代に引き継ぐことを重視しておりますので、本入札の趣旨、入札に付する条件等を十分に理解した上でご参加ください。

2 売却物件の表示等

(1) 物件名 元知事公舎

【土地】

所在地	地目（公簿）	面積
松江市北堀町241番 1	宅地	2,511.08㎡（公簿）

【建物】

所在地	家屋番号	種類	構造	面積
松江市北堀町241番地 1	241番 1	居宅	木造かわらぶき平家建	329.63㎡（公簿）
		倉庫・便所	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	12.00㎡（公簿）
		倉庫	木造板ぶき平家建	4.96㎡（公簿）

(2) 物件の概要及び状況

下記15の場所に備え付ける物件概要及び物件状況確認書（告知書）に記載のとおり。

なお、落札者には、仮契約に先立って物件概要及び物件状況確認書（告知書）に、当該告知を受けた旨署名又は記名・押印していただく必要があります。

3 予定価格（最低入札価格） 金 400,700,000 円

4 入札に付する条件、特約事項

(1) 落札者は、本物件の利用にあたり、次の条件を遵守するものとします。

- ①利用用途、利用方法の制限
- ②所有権移転等の制限
- ③周辺環境への配慮
- ④地域活動への協力（努力義務）

(2) 落札者は、下記特約事項を承諾の上、契約を締結するものとします。

- ①違約金の納付
- ②買戻し特約の登記
- ③原則更地での物件返還

※上記(1)及び(2)の詳細な内容は「入札参加案内」及び「県有財産売買仮契約書（案）」を参照ください。

5 詳細資料の開示

物件に関する詳細資料の開示については、下記16の問合せ窓口担当者まで「守秘義務誓約書」の原本を持参または郵送で提出してください。担当者が確認後、電子メールで資料開示をいたしますので、送付を希望するメールアドレスの分かる資料（名刺等）を同封してください。

6 入札事前説明会

入札参加を希望される方は可能な限りご参加ください。

入札に先立ち、現地の状況や境界等の説明及び入札手続き等の説明を行います。

(1) 日 時 令和 8 年 10 月 21 日（水）9 時 30 分から

(2) 場 所 元知事公舎現地で説明した後、島根県職員会館 2 階教養室 6（松江市内中原町52）へ移動します。

※入札事前説明会に参加される場合、令和 8 年 10 月 16 日（金）17 時までには下記16の問合せ窓口担当者に「入札事前説明会参加申込書」を電子メールで提出してください。参加者があることを確認したうえで現地にて事前説明を実施します。

※入札事前説明会に参加されることが入札参加要件ではありませんが、参加されなかったことによる不利益は入札参加者に帰します。

※開催当日の悪天候（大雨、大雪、台風接近等）及び感染症の感染拡大状況等により、説明会を延期することがあります。その場合、下記16に記載の問合せ窓口担当者より連絡をします。

7 入札参加申込

入札参加を希望される方は、必ず参加申込を行ってください。

(1) 申込受付期間 令和8年10月21日(水)～11月17日(火)17時(必着)に以下の書類を提出してください。

- ① 入札参加申込書兼入札保証金還付請求書兼口座振替依頼書(以下「参加申込書」という)
- ② 利用計画誓約書
- ③ 【個人】本籍地の市区町村長が発行する身分証明書
【法人】法務局が発行する現在事項全部証明書
- ④ 島根県の各県民センター所長又は隠岐支庁長が発行する「未納の徴収金がない旨の証明書」
(島根県外にお住まいの方も必要です。)
- ⑤ 納税地を所管する税務署長が発行する「未納の消費税額及び地方消費税額がない旨の証明書(その3)」
- ⑥ 入札参加資格に関する誓約書
- ⑦ 参加申込書に記載した振込先口座の預金通帳のカナ口座名義が記載されたページの写し

※参加申込書の提出後、県から送付される納入通知書により入札保証金を納付する必要があります(納入通知書の送付には、参加申込締切後3週間程度要します。)。入札にあたっては、入札保証金を納付した際の領収証書及び領収証書の写しの提出が必要です。

但し、入札保証金をPay-easy(ペイジー)により納付する場合は領収証書及び領収証書の写しの提出は不要です。

(2) 申込方法 下記16の問合せ窓口担当者に持参又は郵送で提出

8 入札及び開札

- (1) 日 時 令和8年12月22日(火)10時から
ただし、入札保証金の領収証書及び領収証書の写しの提出及び確認がありますので、上記日時の15分前に会場へお越しください。
- (2) 場 所 島根県庁本庁舎6階604会議室(松江市殿町1番地)
- (3) 落札者の決定 入札終了後、即時開札し、予定価格以上の価格であって最高価格を入札された方を落札者とします。
- (4) 注 意 事 項 郵便による入札はできません。

※開催当日の悪天候(大雨、大雪、台風接近等)及び感染症の感染拡大状況等により、入札を延期することがあります。
その場合、下記16に記載の問合せ窓口担当者より連絡をします。

9 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

入札及び契約手続きには、日本語及び日本国通貨を使用します。

10 入札に参加できない者

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号の規定のいずれかに該当すると認めたときから3年を経過しない者、また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (3) 島根県税について未納の徴収金がある者
- (4) 消費税及び地方消費税について未納の税額がある者
- (5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3の規定に該当する者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号及び第6号の規定に該当する者
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分を受けた団体
- (8) 入札参加に関して、県から指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者
- (9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金を納付した際の領収証書及び領収証書の写しの提出がない者
(Pay-easy(ペイジー)により入札保証金を納付する者を除く。)

11 無効となる入札

前項に掲げる者が行った入札及び島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第63条の各号に該当する入札

12 入札保証金

- (1) 入札参加者は、参加申込書に記載した入札保証金(入札金額の100分の5以上の金額)を、入札の時まで(Pay-easy(ペイジー)により納付する場合は、令和8年12月16日まで)に納付しなければなりません。
- (2) 入札保証金は、落札者を除き、参加申込書の入札保証金還付請求書に基づいて、指定された銀行口座への振込により、後日還付します。なお、振込には入札終了後1か月程度要することがあります。
- (3) 入札保証金の納付後、入札をしない場合にも、入札保証金の還付時期は入札終了後となります。
- (4) 落札者の入札保証金は契約保証金の一部に充当することができます。なお、落札者が契約を締結しない場合は返還しません。
- (5) 入札保証金には、その受入期間について利息を付けません。

13 契約の締結及び議会の議決に関する重要事項

- (1) 落札者決定後、落札者と島根県は、直ちに売買に関する「仮契約」を締結します。
- (2) 本件売却物件は、予定価格が「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」に定める基準額以上であるため、島根県議会において当該財産の処分に関する議案が可決され、契約保証金が納付された時に本契約として効力を生じます。
 - ・ 本契約の締結予定：令和9年3月下旬頃
 - ・ 不成立時の取扱い：万が一、県議会において否決された場合は、仮契約は効力を失い、売買は成立しません。
この場合、納付済みの入札保証金(契約保証金に充当予定のもの)は無利息にて返還します。
また、これに伴い落札者に生じた損害等について、島根県は一切の賠償責任を負いません。
- (3) 契約保証金及び売買代金の支払い
 - ① 落札者は、契約金額の100分の10以上の現金を議会の可決後島根県が発行する納入通知書により、指定する期日までに納付してください。(契約保証金は売買代金の一部に充当します。)
 - ② 落札者は、本契約成立後、島根県が発行する納入通知書により、指定する期日までに残代金全額を納付してください。

- 14 その他入札及び契約等については、下記15の場所に備え付ける「入札参加案内」に記載のとおりとし、問合せがある場合には、下記16の問合せ窓口担当者に連絡してください。
- 15 「物件概要及び物件状況確認書(告知書)」、「入札参加案内」及び「県有財産売買仮契約書(案)」を備え付ける場所
松江市殿町1番地 島根県総務部管財課財産活用推進室 未利用財産活用スタッフ (TEL 0852-22-5048)
松江市東津田町1741-1 島根県松江合同庁舎内 島根県東部県民センター (TEL 0852-32-5605)
- 16 問合せ窓口担当者
島根県 総務部 管財課 財産活用推進室 未利用財産活用スタッフ 担当：藤森・和泉
住 所：〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
T E L：0852-22-5048
E-mail：kanzai@pref.shimane.lg.jp

(なお、この公告に係る情報は、島根県のホームページに掲載しています。(島根県ホームページ>管財課))